

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第36号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年寒川町規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。
- 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

第3条第1項中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に改め、「「自立支援関係情報」という。）」の次に「及び当該申請者等に係る住登外者宛名情報」を加え、同条第2項中「及び児童手当法（昭和46年法律第73号）」を「、児童手当法（昭和46年法律第73号）」に改め、「認定に関する情報」の次に「及び当該申請者等に係る住登外者宛名情報」を加え、同条第3項中「及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）」を「、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）」に改め、「に関する情報」の次に「及び当該申請者等に係る住登外者宛名情報」を加え、同条第4項中「並びに児童福祉法」を「、児童福祉法」に改め、「認定に関する情報」の次に「並びに当該申請者等に係る住登外者宛名情報」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、教育委員会が管理する住登外者に係る住登外者情報とする。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、町長が管理する住登外者に係る住登外者情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。